

## 維新百年記念公園シンボルマーク・ロゴタイプの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、企業、団体及び個人がお土産等営利を目的とした事業に、維新百年記念公園シンボルマーク・ロゴタイプ(以下「ロゴ」という。)を使用する際に、必要な手続きを定める。

### (使用許可申請及び使用許可)

第2条 お土産等営利を目的とした事業に、ロゴを使用しようとする者は、本要綱を遵守することを前提に、あらかじめ(一財)山口県施設管理財団理事長(以下「理事長」という。)に「維新百年記念公園シンボルマーク・ロゴタイプ使用許可申請書」(別記様式1。以下「申請書」という。)を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 理事長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し「維新百年記念公園ロゴマーク使用許可書」(別記様式2。以下「使用許可書」という。)により通知する。
- 3 理事長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件(以下「許可条件」という。)を付することができる。
- 4 財団、公園関係団体等及び報道機関が報道または広報の目的で使用するときは、第1項及び第2項の手続きについて、口頭による申請、通知とすることができる。
- 5 個人等の営利等を目的としない使用については、使用許可申請の手続きは必要としない。

### (申請書の添付書類)

第3条 申請書にはロゴを使用しようとする商品等の見本(以下「見本」という。)を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用する商品等が確認できる写真等を添付する。

### (使用許可の期間)

第4条 ロゴの使用許可の期間は、許可日から1年間とし、許可更新を妨げないものとする。

### (使用許可の制限)

- 第5条 理事長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴの使用を許可しない。
- (1) ロゴを別に定める「維新百年記念公園シンボルマーク・ロゴタイプ デザインマニュアル」に沿って使用しないとき、または、そのおそれがあると認めるとき。
  - (2) 公序良俗に反するとき。
  - (3) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用、またはそのおそれがあると認めるとき。
  - (4) その他理事長がロゴの使用について適当でないとき。

### (使用責任)

第6条 理事長から使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、当該損害に一切の責任を負うものとする。

- 2 使用者が、ロゴの使用に際して、故意または過失により当財団に損害を与えた場合、当該損害を賠償しなければならない。

(使用許可の変更)

第7条 使用者は、許可事項に大きな変更が生じるときは、現に通知されている使用許可書と変更後の見本を添えて申請書を提出し、あらためて使用許可を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用する商品等が確認できる写真等を添付する。

2 理事長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し使用許可書により通知する。

(使用許可の終了届)

第8条 使用者は、本件ロゴを使用する必要がなくなったとき、「維新百年記念公園シンボルマーク・ロゴタイプ使用終了届」(別記様式第3号)に、使用許可書を添えて理事長に提出しなければならない。

(使用許可の取消事由)

第9条 理事長は、第2条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。また、文書により許可の取消を通知する。

- (1) 使用者がこの要綱または許可条件に違反したとき。
- (2) 使用が申請内容と異なるとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 理事長は、使用者が前項の規定により使用許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第10条 理事長は、使用を許可したロゴの使用状況について、調査することができる。使用者は理事長から要請を受けた場合は、ロゴの使用実態を報告及び使用商品等を提供しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第11条 理事長は、ロゴの使用の許可にあたり取得した申請書の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第12条 ロゴの使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第13条 使用者は、第2条の許可を受けた事項以外の目的にロゴを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年2月18日から施行する。